

第3号様式（第15条、第17条、第18条関係）

## 事業者排出量削減計画書

		<input checked="" type="checkbox"/> 新規 <input type="checkbox"/> 変更					
（宛先） 京都府知事		平成 29年 9月 22日					
住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地） 京都府城陽市奈島生口18番地		氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名） 黒川ダイドウ株式会社 代表取締役 柏木保光 電話 0774-55-0601					
主たる業種	綿・スフ・麻織物機械染色業 <span style="float: right;">細分類番号 1   1   4   1</span>						
事業者の区分	京都府地球温暖化対策条例施行規則	<input checked="" type="checkbox"/> 第12条第1項第1号 <input type="checkbox"/> 第12条第1項第2号又は第3号 <input type="checkbox"/> 第12条第1項第4号					
計画期間	平成29年4月から平成32年3月まで						
基本方針	エネルギー消費設備の点検・改善に取り組み、基準年度の温室効果ガス排出量を1%以上削減する。						
計画を推進するための体制	代表取締役を委員長とする省エネルギー委員会を設置し、温室効果ガスの削減実施計画を策定し、全社的に省エネルギー活動を推進する。						
温室効果ガスの排出の実績及び削減の目標	温室効果ガスの排出の量	基準年度 (26～28)年度	第1年度 (29)年度	第2年度 (30)年度	第3年度 (31)年度	増減率	
	事業活動に伴う排出の量	10,071.6 トン	9,838.1 トン	9,805.3 トン	9,772.4 トン	-2.7 パーセント	
	評価の対象となる排出の量	10,485.7 トン	9,838.1 トン	9,805.3 トン	9,772.4 トン	-6.5 パーセント	
目標の根拠	平成26～28年度の削減実績を基に、1年度当たり都市ガスで12トン、電気で21トン、計33トン削減できると考えられる。						
原単位当たりの温室効果ガス排出量等	事業の用に供する建築物の用途	原単位の指標	基準年度 (28)年度	第1年度 (29)年度	第2年度 (30)年度	第3年度 (31)年度	増減率
	工場	事業活動に伴う排出の量 (生産数量÷1000)	6.25	6.10	6.08	6.06	-2.72 パーセント
		事業活動に伴う排出の量 ( )					パーセント
原単位の指標及び目標の根拠	原単位の指標には生産数量を採用し、当面の間は横ばいで推移するものと予測される。目標については高効率の機械・設備を導入する予定で、改善への効果が見込まれる。						
重点的に実施する取組の実施計画		基準年度 (28)年度	第1年度 (29)年度	第2年度 (30)年度	第3年度 (31)年度	備考	
		70.0 パーセント	88.0 パーセント	100.0 パーセント	100.0 パーセント		
具体的な取組及び措置の内容	(29)年度	高効率水洗機の導入					
	(30)年度	高効率空調機の導入					
	(31)年度	コージェネレーション設備の導入					
通勤における自己の自動車等を使用することを控えさせるために実施しようとする措置	措置の内容	可能な限り公共交通機関を利用するよう周知する。					
	上記の措置を採用する理由	当社の立地上、公共交通機関の最寄駅から距離があるため、自己の自動車等を使用した方が便利が良いという事情がある為。					
森林の保全及び整備、再生可能エネルギーの利用その他の地球温暖化対策により削減する量	区分	第1年度 (29)年度	第2年度 (30)年度	第3年度 (31)年度	備考		
	森林の保全及び整備によるもの	トン	トン	トン			
	府内産の木材の利用によるもの	トン	トン	トン			
	再生可能エネルギーを利用した電力又は熱の供給によるもの	トン	トン	トン			
	グリーン電力証書等の購入によるもの	トン	トン	トン			
	温室効果ガス排出量の削減効果分又は温室効果ガスの吸収効果分の購入によるもの	トン	トン	トン			
合計	0.0 トン	0.0 トン	0.0 トン				
地球温暖化対策に資する社会貢献活動	染色加工の各工程において、蒸気、ガス、電気の節約に努める。また、産業廃棄物のリサイクルを推進する。						
特記事項							

注1 該当する□には、レ印を記入してください。特定事業者以外で自主参加される事業者の方は、レ印の記入は不要です。

注2 「細分類番号」とは、統計法（平成19年法律第53号）第2条第9項に規定する統計基準である日本標準産業分類の細分類番号をいいます。

注3 「基準年度」とは、計画期間の前年度又は計画期間の前の3年度の事業活動に伴う排出の量又は原単位の数値の平均をいいます。

注4 「増減率」とは、基準年度と比較した計画期間の平均の増加又は減少の割合をいいます。

注5 「重点的に実施する取組の実施計画」には、温室効果ガスの排出の量を削減するために重点的に実施する取組の実施率を地球温暖化対策指針で定める方法により算出して記入し、その算出の根拠となる資料を添付してください。